

# 介護 機器

## 中小企業が開発する新たな 介護機器・福祉用具等の製品 実用化を支援します



**補助限度額 300万円**

**補助率  
1/2**

**【募集期間】 2019年6月7日<17時必着>**

ファルマバレーセンター〔(公財)ふじのくに医療城下町推進機構〕では、高齢者の自立支援、介護者の負担軽減等を目的とした介護機器・福祉用具等の研究開発に対して、その費用の一部を補助します。

事業名	自立支援・介護支援機器等開発助成事業費補助金			
補助の対象となる事業	高齢者等の自立や QOL の向上、介護者の負担軽減、その他介護現場における課題解決等に資する新たな製品の実用化に向けて、中小企業が実施する評価・試験、改良、認証機関への承認申請や販路開拓等の事業を対象とします。 (既に市場導入されているもの、また試作品の開発のみを目的とするものは対象外とします) ・事業対象には、高齢者のほか、障害者のための支援用具を含みます。			
スケジュール	[募集締め切り] 6月7日 17時必着	[審査会] (プレゼン形式) 6月13日	[交付決定] 6月末頃	[事業期間] ~2020年 2月末
	(6月13日審査会の時間については、別途ご連絡いたします)			
補助対象者	静岡県内中小企業者※			
補助率	補助対象経費の1/2以内			
補助限度額	300万円以内			
事業期間	交付決定日~2020年2月29日			
対象経費	機械装置購入等経費、原材料費、外注加工・評価分析費、技術指導受入費、販売戦略費			
申請書類 公募要領等	申請書類等のダウンロードは以下のホームページよりお願いいたします。 自立支援・介護支援機器等開発助成事業費補助金 <a href="http://www.fuji-pvc.jp/">http://www.fuji-pvc.jp/</a>			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出頂いた申請書類の返却はできません。</li><li>・申請前に「自立支援・介護支援機器等開発助成金交付要綱」の内容をご確認下さい。</li><li>・補助対象事業外の申請および書類不備等については書類審査をさせていただきます。</li><li>・助成事業者は当機構の求めに応じて成果報告を行う義務があります。</li></ul>			

※静岡県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）

### お問い合わせ・申請先

ファルマバレーセンター〔公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構〕事業推進部  
静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1  
TEL:055-980-6333 FAX:055-980-6320 E-mail:jigyo@fuji-pvc.jp

医療機器等については「医療機器等開発助成事業費補助金」をご確認ください